

令和7年度下市町定住促進学びの支援事業補助金 募集要項

本補助金は、「下市町定住促進学びの支援事業補助金交付要綱」に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

1. 目的

下市町に在住し高等学校等に通学する生徒に対し、予算の範囲内において通学費用を補助することにより、下市町への移住・定住の促進と修学における経済的負担の軽減を図ることを目指します。

2. 補助内容

(1) 補助対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

① 高等学校等に通学していること

※高等学校等

・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校
後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程

② 下市町の住民基本台帳に記載あり、かつ下市町内に在住していること

③ この要綱以外の法令等による通学費の補助を受けていないこと

(2) 補助対象経費

次に掲げるものに要する費用を対象経費とします。

① 公共交通機関 定期乗車券及び通学用割引回数券購入額

② スクールバス 利用負担金

※ 複数の通学方法を利用の場合、すべてを対象とします。

※ 補助金額は月額5,000円を上限とします。

※ 補助金額は100円未満を切り捨てとします。

※ 補助対象期間において、定期乗車券購入の有効期間の種類は問いません。

3. 補助申請

(1) 申請書類

・申請用紙は以下の下市町ホームページからダウンロードできます。

もしくは、下市町役場地域づくり推進課の窓口にて配布しております。

ホームページアドレス：<https://www.town.shimoichi.lg.jp/0000001714.html>



・申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

① 下市町申請書兼請求書

② 学生証又は在学証明書の写し

③ 定期券又はIC定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書

④ 金融機関の通帳の写し〈初回申請時のみ〉

※ 定期券又は IC 定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書を紛失等で提出できない場合は、学生証等に記載されている通学定期乗車券発行控等の写しを必要書類として提出を求め、交付申請の内容を審査するものとします。

※ ②～⑤については、役場にてコピーを取ることも可能です。

4. 補助金の交付決定・支払い

- (1) 申請書類を審査の上、交付が決定した際は、下市町役場地域づくり推進課より交付決定をした旨について、「下市町申請書兼請求書」に記載のあったメールへ連絡をいたします。
- (2) 支払いについては、「下市町申請書兼請求書」に記載のあった振込先へ補助金をお振込みいたします。原則、申請書の提出があった日から月の翌月末までに支払いをするものとする。

5. スケジュール

事項	日程
第1弾 申請受付け	令和7年4月1日(火)～令和7年10月31日(金)
第1弾 支払い	申請書提出のあった方から随時支払い
第2弾 申請受付け	令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)
第2弾 支払い	申請書提出のあった方から随時支払い

6. 問合せ先

下市町役場地域づくり推進課

奈良県吉野郡下市町下市1960（下市町役場2階）

TEL 0747-68-9070（月～金 9時～17時）